市町村在宅医療連携体制支援事業実施要綱

平成28年６月10日　長第305号　保健福祉部長寿社会課総括課長決裁

（趣旨）

第１条　在宅療養者に係る医療と介護の連携が必要な在宅医療の４つのフェーズにおいて、患者やその家族が有する不安を軽減し、適切な在宅療養生活を送れるようにするため、市町村職員、介護・福祉関係者、医療従事者等の関係者が行わなければならないことを具体的に助言する専門家を予算の範囲内で派遣することにより、関係者に在宅医療・介護連携に係る実務のノウハウを習得させ、多職種連携による地域包括ケアシステムが構築されるよう支援する。

　（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　在宅療養　本人や介護者の意思に基づき、病院・診療所以外の場所において、患者が医療、介護、生活支援等の必要なサービスを一体的に受けて生活することをいう。

（２）　在宅医療の４つのフェーズ　在宅医療の体制構築に係る指針（平成24年３月30日医政指発0330第９号厚生労働省医政局指導課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」別添）の「第２　関係機関とその連携」において示されている退院支援、日常の療養支援、急変時の対応及び看取りの段階をいう。

（３）　市町村職員等　市町村において介護保険や地域保健等の業務に従事する者及び地域包括支援センター等の業務を市町村から委託されている民間法人の職員（業務従事者）をいう。

（４）　介護・福祉関係者　社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等のほか、介護保険事業等やその他の生活支援サービスに従事する者をいう。

（５）　医療従事者　医師、歯科医師、看護師、薬剤師、セラピスト、管理栄養士、歯科衛生士等のほか、医療ソーシャルワーカー等医療に従事する者をいう。

（６）　専門家　在宅療養について知見を有する者であって、在宅医療の４つのフェーズにおいて市町村職員、介護・福祉関係者、医療従事者等の関係者に必要な助言を行うために派遣される者をいう。

（実施主体及び事務局）

第３条　この要綱に基づく事業の実施主体は岩手県とし、事務局を保健福祉部長寿社会課に置く。

　（派遣対象等）

第４条　専門家の派遣を受けることができる者は、在宅医療の４つのフェーズに該当する者に係る具体的事案を有し、次のいずれかに所属する市町村職員等、介護・福祉関係者、医療従事者とする。

（１）　市町村、地域包括支援センター等

（２）　在宅療養をする利用者にサービス提供をしている介護保険事業所等

（３）　病院及び有床診療所

　（派遣の方法）

第５条　専門家の派遣方法は、次のとおりとする。

（１）　専門家の派遣は、原則として１申請者につき、在宅医療の４つのフェーズの各局面につき１回ずつを限度とする。ただし、看取りについては、患者の予後に係る医学的判断に基づく見通しのもとで、複数回の派遣も可能とする。

（２）　派遣場所は、原則として岩手県内とする。

（３）　助言の範囲は、在宅医療の４つのフェーズに関することに限るものとする。

（４）　専門家の派遣に要する報償費及び旅費は、知事が負担するものとし、これ以外の費用が発生する場合は、専門家の派遣を受けようとする者が負担するものとする。

（市町村ごとの派遣回数の内示）

第６条　本要綱に基づく専門家の派遣決定を、予算の範囲で円滑に実施するため、知事は各市町村を通じて派遣のニーズを確認し、一定の回数をあらかじめ内示する。

　（派遣の申請）

第７条　専門家の派遣を受けようとする者は、市町村在宅医療連携体制支援事業専門家派遣申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）により、関係書類を添付して、原則として在宅療養者の介護保険者等となっている市町村（以下「市町村」という）を経由して知事に提出しなければならない。

２　前項による申請書は、緊急に専門家の派遣を受けることが必要である場合であって、市町村が閉庁日等につき業務を休止しているときは、市町村を経由せずに知事に提出することができる。

３　専門家の派遣を受けようとする者は、前項による申請書の提出にあたって、在宅療養をする者又はその家族等の代表者より、あらかじめ同意を得るものとする。

　（派遣等決定の通知）

第８条　知事は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、派遣を決定した場合は、市町村在宅医療連携体制支援事業専門家派遣決定通知書（様式第２号。以下「決定通知書」という。）により申請した者に通知するものとする。

２　知事は、前項の規定による審査の結果、派遣できない場合は、市町村在宅医療連携体制支援事業専門家派遣不決定通知書（様式第３号）により申請した者に通知するものとする。

３　前各項による通知は、知事が写しを市町村に対して交付する。

４　前条第２項の規定により、市町村を経由せずに知事に申請書を提出し、第１項の規定による決定通知書の交付を受けたものは、後日すみやかに任意の様式などでその理由を説明し、申請書の写しを市町村に提出しなければならない。

（派遣の変更等）

第９条　前条第１項の規定による専門家の派遣決定の通知を受けた者（以下「派遣決定を受けた者」という。）は、派遣決定を受けた内容の変更又は派遣の中止を希望する場合は、市町村在宅医療連携体制支援事業専門家派遣変更（中止）申請書（様式第４号）により、関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その可否を決定した場合は、市町村在宅医療連携体制支援事業専門家派遣変更（中止）決定通知書（様式第５号）により、申請した者に通知するものとする。

３　前各項による通知は、知事が写しを市町村に対して交付する。

（派遣決定の取消し等）

第10条　知事は、派遣決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、専門家の派遣の決定を取り消すことができる。

（１）　申請した内容と異なる目的で専門家の派遣を受けようとしたとき。

（２）　派遣の目的が達成できなくなったとき。

２　知事は、前項の規定により専門家の派遣の決定を取り消したときは、市町村在宅医療連携体制支援事業専門家派遣取消通知書（様式第６号）によりその旨を通知するものとする。

３　知事は、派遣決定を受けた者が虚偽その他の不正な方法によって専門家の派遣を受けたときは、派遣に要した費用相当額を派遣決定を受けた者に請求することができる。

　（派遣決定を受けた者による報告書の提出）

第11条　派遣決定を受けた者は、専門家派遣の最終回が行われた日から起算して14日以内に市町村在宅医療連携体制支援事業専門家派遣実施報告書（被派遣者用）（様式第７号）を作成し、知事に提出しなければならない。

２　前項によって知事が受理した書面は、写しを市町村に対して交付する。

　（専門家の責務）

第12条　専門家は、本事業への従事に伴い知り得た秘密を他人に漏らし、又は派遣の目的以外の目的のために利用してはならない。派遣終了後も同様とする。

２　専門家は、知事の求めに応じ、助言の内容及び進捗状況について報告を行うものとする。

３　専門家は、本事業に係る業務の実施にあたって、他の者への委託等を行ってはならない。

　（専門家による計画書の提出）

第13条　専門家は、派遣決定を受けた者と協議のうえ、派遣が１回で終了する場合を除き、初回派遣日から７日以内に、市町村在宅医療連携体制支援事業専門家派遣実施計画書（様式第８号）を知事に提出しなければならない。

　（専門家による報告書の提出）

第14条　専門家は、初回の派遣日から起算して14日以内に、市町村在宅医療連携体制支援事業専門家派遣実施状況報告書（専門家用）（様式第９号）を作成し、知事に提出しなければならない。

　（専門家に対する報償費及び旅費の交付）

第15条　知事は、専門家から前条の規定による報告書を受理したときは、その内容を確認後、速やかに専門家に対して報償費及び旅費を交付する。

２　報償費及び旅費の金額は、別途定める。

（事務委託）

第16条　本要綱に基づく事業の運営の一部を、知事は外部に委託することができる。

附 則

この要綱は、平成28年６月10日から施行する。